

南九州市告示第174号

南九州市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年10月5日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年南九州市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年度 放課後児童健全育成事業 実施計画書

1 放課後児童健全育成事業

実施団体	団体名										
	住 所										
児童クラブ名								利用定員	人		
活動利用施設	施設名										
	住 所										
名簿登録児童数	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	その他	合計		
	人数										
年間平均登録児童数	人										
年間開設日数	日										
開設時間	通 常： 時 分 ～ 時 分										
	長期休業等： 時 分 ～ 時 分										
職員数	職員： 人（支援員： 人、補助員： 人）										

2 障害児受入推進事業

障害児受入人数	人
障害児対応職員数	職員： 人（支援員： 人、補助員： 人）

3 小規模放課後児童クラブ支援事業

増員する職員数	職員： 人（支援員： 人、補助員： 人）
---------	----------------------

4 常勤職員（放課後児童支援員）2名以上配置

実施の有無	有 ・ 無
-------	-------

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

年 度 職 員 名 簿

児童クラブ名

職員氏名	住 所	勤務形態 (該当項目を選択)		支援員 常勤 配置	放課後児童支援員の資格要件	
					資格の内容 (基準条例第10条第3項 の各号)	認定研修の修了 (認定日)
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			
		支援員・補助員	常勤・非常勤			

1 資格の内容欄には、次の中で該当する番号を記載してください。（基準条例第10条第3項）

- (1) 保育士の資格を有する者（基準条例第10条第3項第1号）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者（基準条例第10条第3項第2号）
- (3) 高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの（基準条例第10条第3項第3号）
- (4) 教員免許を有する者（基準条例第10条第3項第4号）
- (5) 大学及び大学院で、社会福祉学、心理学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（基準条例第10条第3項第5号～第8号）
- (6) 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの（基準条例第10条第3項第9号）
- (7) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの（基準条例第10条第3項第10号）

第4号様式（第5条関係）

年度 放課後児童健全育成事業 実施状況報告書

1 放課後児童健全育成事業

実施団体	団体名									
	住 所									
児童クラブ名							利用定員	人		
活動利用施設	施設名									
	住 所									
名簿登録児童数	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	その他	合計	
	人数									
年間平均登録児童数	人									
年間開設日数	日									
開設時間	通 常： 時 分 ～ 時 分									
	長期休業等： 時 分 ～ 時 分									
職員数	職員： 人（支援員： 人、補助員： 人）									

2 障害児受入推進事業

障害児受入人数	人
障害児対応職員数	職員： 人（支援員： 人、補助員： 人）

3 小規模放課後児童クラブ支援事業

増員する職員数	職員： 人（支援員： 人、補助員： 人）
---------	----------------------

4 常勤職員（放課後児童支援員）2名以上配置

実施の有無	有 ・ 無
-------	-------

附 則

この告示は告示の日から施行し、改正後の南九州市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。